

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(英語指導助手又は国際交流員及び少人数学級臨時教諭の給料) 第18条 この条例の規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年誘致事業等により英語指導助手又は国際交流員として任用されるもの及び清水町立小学校において少人数学級等の指導等の実施に伴い任用する少人数学級臨時教諭の給料は、月額として <u>37万円以下</u> の範囲内で任命権者が定める。 2 (略)	(英語指導助手又は国際交流員及び少人数学級臨時教諭の給料) 第18条 この条例の規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年誘致事業等により英語指導助手又は国際交流員として任用されるもの及び清水町立小学校において少人数学級等の指導等の実施に伴い任用する少人数学級臨時教諭の給料は、月額として <u>36万円以下</u> の範囲内で任命権者が定める。 2 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。